

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年4月17日

さいたま地方法務局 所沢支局

登記官 関 田 徹

記

意見又は資料の提出先

さいたま市中央区下落合五丁目12番1号（〒338-8513）

さいたま地方法務局 不動産登記部門

048-851-1000 ナビダイヤル②番

管理番号	所在	地番	地目	地積
第0318-2025-0079号	所沢市御幸町	470番	墓地	1953㎡
第0318-2025-0080号	所沢市林一丁目	197番3	墓地	267㎡
第0318-2025-0081号	所沢市三ヶ島一丁目	28番	墓地	184㎡
第0318-2025-0082号	所沢市三ヶ島五丁目	1658番	墓地	108㎡
第0318-2025-0083号	所沢市東狭山ヶ丘五丁目	2733番	墓地	495㎡
第0318-2025-0084号	所沢市三ヶ島五丁目	1557番	墓地	221㎡
第0318-2025-0085号	所沢市大字下安松字西原	493番	墓地	876㎡
第0318-2025-0086号	所沢市大字下安松字東京道南	896番	墓地	1411㎡
第0318-2025-0087号	所沢市大字日比田字向山	532番	雑種地	107㎡